平成２８年（フ）第３１１号
岡山市北区田町１丁目13番20号メゾン・シャンティー503号
債務者　山本幸子こと　ＪＯ　ＨＥＮＧＪＡ（曺幸子）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
大分県宇佐市大字上時枝548番地
債務者　下原　孝**德**
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
大分県中津市丸山町107番地４　サンシティ丸山Ａ棟　206
債務者　北崎　春次
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７６３号
東京都府中市住吉町３丁目43番地の３ステップハウス315
債務者　菊池　晃宏
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
長崎県島原市六ツ木町甲1026番地１
債務者　村本　典子（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
長崎県佐世保市横尾町102番地６、住民票上の住所長崎県佐世保市東浜町721番地３
債務者　柴村　省三
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
長崎県佐世保市早岐２丁目８番３号　吉村アパートＢ202号、前住所長崎県佐世保市権常寺町1465番地５
債務者　一ノ瀬弥生
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市立花町67番地３（201）、従前の住所愛知県豊橋市八通町158番地
債務者　鈴木　利幸
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４３３号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸１丁目１番13―106号
債務者　河西　和弥
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６４６号
横浜市神奈川区六角橋１丁目４番３号　グループホームゆり苑
債務者　齋藤　英雄
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６５号
横浜市緑区三保町2428番地１　Ｋハウス103
債務者　山科　静佳
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６６号
横浜市戸塚区舞岡町2940番地４　金子邸101
債務者　今井　直子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６９号
神奈川県海老名市大谷北４丁目13番28―102号
債務者　上野　純一
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５０２号
横浜市鶴見区市場上町10番１―505号
債務者　津川明こと　宋　　米蔵
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９７０号
東京都墨田区本所１丁目35―10―701
破産者　山田　浩三
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０８号
横浜市旭区上白根３丁目29番１号
破産者　株式会社コバヤシアイテック
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部